

『ゴルフ場利用税の廃止』を求める決議

スポーツ基本法前文において「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とその意義を謳い、国民がスポーツに参加できる環境の整備に努力するよう促している。

ゴルフは、年齢を問わずプレーできる生涯スポーツとして親しまれており、既に平成十一年には「国民体育大会」の正式種目に採用され、現在、ゴルフ人口は、一、〇〇〇万人を超える。このようにゴルフは国民スポーツとして広く国民に支持されている。

また、二〇一六年リオ・デジャネイロ五輪からゴルフが正式競技に復帰することが決定しており、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの招致を目指すためには、我が国のゴルフの一層の振興が期待される。

しかしながら、このように国内外でゴルフに関心が高まりつつある中で、我が国では、消費税導入時（平成元年）にパチンコ場、ボーリング場等に係る娯楽施設利用税が廃止されたのに、ゴルフ場についてのみ新たに『ゴルフ場利用税』が設けられ未だに存続している。

『ゴルフ場利用税』は、あまたあるスポーツの中で、ゴルフを狙い撃ちにして、消費税との二重課税となっているものであり、これを即刻廃止すべきである。

右、決議する。

平成二十五年一月九日

自由民主党政務調査会

スポーツ立国調査会

会 長 遠藤 利明

会長代行 橋本 聖子  
兼幹事長